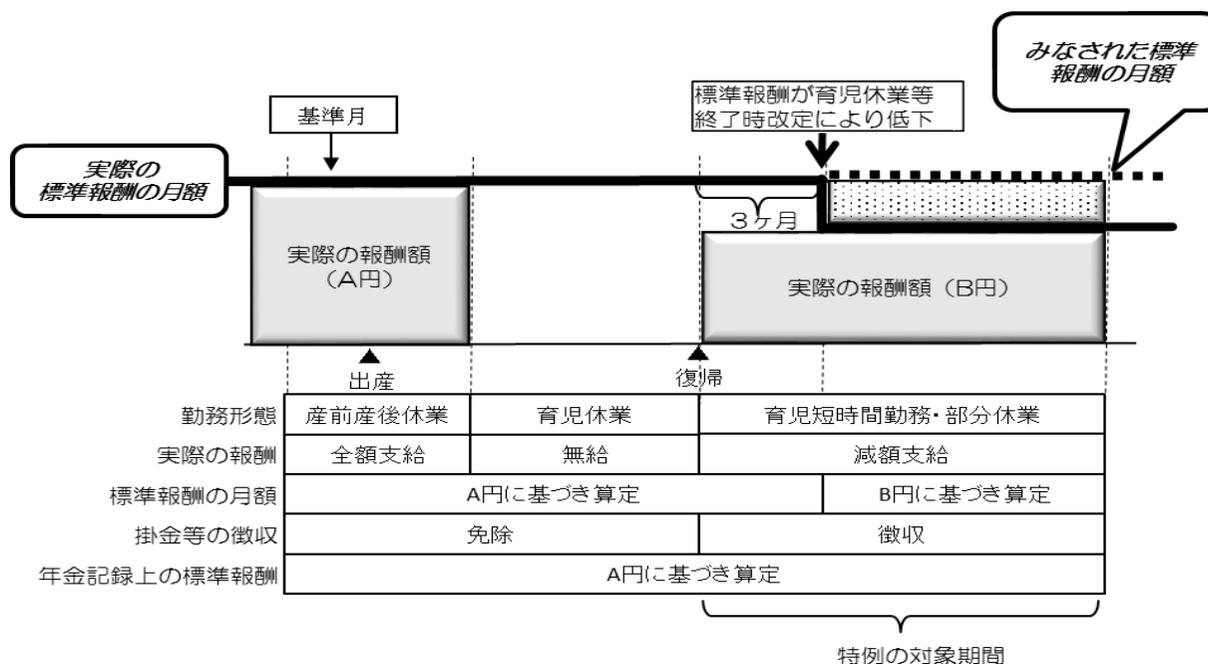


3歳未満の子を養育している期間の特例



3歳未満の子を養育している期間中、育児短時間勤務や部分休業、諸手当の減少等で報酬額が低くなったことにより、将来の年金額が低くなることを避けるための特例です。

子を養育する前月の標準報酬月額（従前標準報酬月額）と、3歳に達するまでの標準報酬月額を比較し、従前標準報酬月額を下回る月については、従前標準報酬月額で将来の年金額を計算するものです。この適用を受けるために、追加の費用はありません。

特例を受けるためには、申出が必要になりますので、所属所を通して、申出を行ってください。

- ※ 「子」は養子も含みます。また、実子・養子とも同居していることが要件です。
- ※ 「子」を養育していれば、男女、育児休業等の取得の有無に関わらず対象となります。
- ※ 短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額に対する適用はありません。

従前標準報酬月額
(子を養育する前月の標準報酬月額)

>

3歳未満の子の養育期間の標準報酬月額

(例) お子さんが6月に生まれた場合 (産前産後休業・育児休業期間中は対象外となります。)



(例) 対象期間の始期が育児休業から復帰した日の場合

